大阪府条例第十八号

大阪府特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条

例の一部を改正する条例

　大阪府特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大阪府条例第百十四号）の一部を次のように改正する。

　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
| 目次第一章―第五章　（略）第六章　雑則（第五十五条）附則（基本方針）第三条　（略）２―４　（略）５　特別養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。（職員の専従）第七条　特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。（運営規程）第八条　（略）一―七　（略）八　虐待の防止のための措置に関する事項九　（略）（非常災害対策）第九条　（略）２　（略）３　特別養護老人ホームは、前項の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう当該地域住民との連携に努めなければならない。（サービスの方針）第十六条　（略）２―６　（略）７　前項第一号の委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができる。８　（略）（勤務体制の確保等）第二十六条　（略）２　（略）３　特別養護老人ホームは、職員の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該特別養護老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。４　特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。（業務継続計画の策定等）第二十六条の二　特別養護老人ホームは、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。２　特別養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。３　特別養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。（衛生管理等）第二十八条　（略）２　（略）一　（略）二　当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。三　（略）（事故発生の防止及び発生時の対応）第三十三条　（略）　一―三　（略）　四　前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。２―４　（略）（虐待の防止）第三十三条の二　特別養護老人ホームは、虐待の発生及びその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。一　当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。二　当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。三　当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。四　前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。２　前項第一号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。（基本方針）第三十五条　（略）２　（略）３　ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。（運営規程）第三十六条　（略）一―八　（略）九　虐待の防止のための措置に関する事項十　（略）（設備の基準）第三十七条　（略）２　（略）３　（略）　一　（略）　　イ　（略）　　ロ　居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。　　ハ・ニ　（略）　　　　ホ―リ　（略）　二―九　（略）４　（略）　（サービスの方針）第三十八条　（略）２―８　（略）９　前項第一号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。10　（略）（勤務体制の確保等）第四十二条　（略）２・３　（略）４　ユニット型特別養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該ユニット型特別養護老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。５　ユニット型特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。（準用）第四十四条　第四条から第七条まで、第九条、第十条、第十三条から第十五条まで、第十九条、第二十一条から第二十五条まで、第二十六条の二及び第二十八条から第三十三条の二までの規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第十条第二項第三号中「第十六条第五項」とあるのは「第三十八条第七項」と、同項第四号中「第三十一条第二項」とあるのは「第四十四条において準用する第三十一条第二項」と、同項第五号中「第三十三条第三項」とあるのは「第四十四条において準用する第三十三条第三項」と、第二十五条第二項中「この章」とあるのは、「第三章」と読み替えるものとする。（職員の配置の基準）第四十七条　地域密着型特別養護老人ホームに　置くべき職員及びその員数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。　ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第五号の栄養士を置かないことができる。一―七　（略）２―４　（略）（地域との連携等）第四十九条　（略）２　前項の協議会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。ただし、入所者又はその家族（以下この号において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。３―５　（略）（準用）第五十条　第四条から第十条まで、第十三条から第十六条まで、第十八条から第三十一条まで、第三十三条及び第三十三条の二の規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第十条第二項第三号中「第十六条第五項」とあるのは「第五十条において準用する第十六条第五項」と、同項第四号中「第三十一条第二項」とあるのは「第五十条において準用する第三十一条第二項」と、同項第五号中「第三十三条第三項」とあるのは「第五十条において準用する第三十三条第三項」と、第二十五条第二項中「この章」とあるのは「第四章」と読み替えるものとする。（設備の基準）第五十二条　（略）２　（略）３　（略）一　（略）　　イ　（略）　　ロ　居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。　　ハ・ニ　（略）　　ホ―リ　（略）二―九　（略）４・５　（略）（準用）第五十四条　第四条から第七条まで、第九条、第十条、第十三条から第十五条まで、第十九条、第二十一条から第二十五条まで、第二十六条の二、第二十八条から第三十一条まで、第三十三条、第三十三条の二、第三十五条、第三十六条、第三十八条、第四十条から第四十三条まで及び第四十九条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第十条第二項第三号中「第十六条第五項」とあるのは「第五十四条において準用する第三十八条第七項」と、同項第四号中「第三十一条第二項」とあるのは「第五十四条において準用する第三十一条第二項」と、同項第五号中「第三十三条第三項」とあるのは「第五十四条において準用する第三十三条第三項」と、第二十五条第二項中「この章」とあるのは、「第五章」と読み替えるものとする。第六章　雑則（電磁的記録等）第五十五条　特別養護老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。２　特別養護老人ホーム及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの（以下「説明等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。 | 目次第一章―第五章　（略）附則（基本方針）第三条　（略）２―４　（略）（職員の専従）第七条　特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、規則で定める職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。（運営規程）第八条　（略）一―七　（略）八　（略）（非常災害対策）第九条　（略）２　（略）（サービスの方針）第十六条　（略）２―６　（略）７　（略）（勤務体制の確保等）第二十六条　（略）２　（略）３　特別養護老人ホームは、職員の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。（衛生管理等）第二十八条　（略）２　（略）一　（略）二　当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。三　（略）（事故発生の防止及び発生時の対応）第三十三条　（略）　一―三　（略）２―４　（略）（基本方針）第三十五条　（略）２　（略）（運営規程）第三十六条　（略）一―八　（略）九　（略）（設備の基準）第三十七条　（略）２　（略）３　（略）一　（略）　　イ　（略）　　ロ　居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、おおむね十人以下としなければならない。　　ハ・ニ　（略）　　ホ　ユニットに属さない居室を改修したものについては、居室を区分する壁は、入居者相互の視線を遮断できるものであること。なお、壁と天井との間に一定の隙間が生じても差し支えない。　　ヘーヌ　（略）　二―九　（略）４　（略）　（サービスの方針）第三十八条　（略）２―８　（略）９　（略）（勤務体制の確保等）第四十二条　（略）２・３　（略）４　ユニット型特別養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。（準用）第四十四条　第四条から第七条まで、第九条、第十条、第十三条から第十五条まで、第十九条、第二十一条から第二十五条まで及び第二十八条から第三十三条までの規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第十条第二項第三号中「第十六条第五項」とあるのは「第三十八条第七項」と、同項第四号中「第三十一条第二項」とあるのは「第四十四条において準用する第三十一条第二項」と、同項第五号中「第三十三条第三項」とあるのは「第四十四条において準用する第三十三条第三項」と、第二十五条第二項中「この章」とあるのは、「第三章」と読み替えるものとする。（職員の配置の基準）第四十七条　地域密着型特別養護老人ホームに置くべき職員及びその員数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。一―七　（略）２―４　（略）（地域との連携等）第四十九条　（略）２―４　（略）（準用）第五十条　第四条から第十条まで、第十三条から第十六条まで、第十八条から第三十一条まで及び第三十三条の規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第十条第二項第三号中「第十六条第五項」とあるのは「第五十条において準用する第十六条第五項」と、同項第四号中「第三十一条第二項」とあるのは「第五十条において準用する第三十一条第二項」と、同項第五号中「第三十三条第三項」とあるのは「第五十条において準用する第三十三条第三項」と、第二十五条第二項中「この章」とあるのは「第四章」と読み替えるものとする。（設備の基準）第五十二条　（略）２　（略）３　（略）一　（略）　　イ　（略）　　ロ　居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、おおむね十人以下としなければならない。　　ハ・ニ　（略）　　ホ　ユニットに属さない居室を改修したものについては、居室を区分する壁は、入居者相互の視線を遮断することができるものであること。なお、壁と天井との間に一定の隙間が生じても差し支えない。ヘ―ヌ　（略）二―九　（略）４・５　（略）（準用）第五十四条　第四条から第七条まで、第九条、第十条、第十三条から第十五条まで、第十九条、第二十一条から第二十五条まで、第二十八条から第三十一条まで、第三十三条、第三十五条、第三十六条、第三十八条、第四十条から第四十三条まで及び第四十九条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第十条第二項第三号中「第十六条第五項」とあるのは「第五十四条において準用する第三十八条第七項」と、同項第四号中「第三十一条第二項」とあるのは「第五十四条において準用する第三十一条第二項」と、同項第五号中「第三十三条第三項」とあるのは「第五十四条において準用する第三十三条第三項」と、第二十五条第二項中「この章」とあるのは、「第五章」と読み替えるものとする。 |
|  |  |

附　則

（施行期日）

１　この省令は令和三年四月一日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和六年三月三十一日までの間における第一条の規定による改正後の大阪府軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新軽費老人ホーム基準条例」という。）第三条第四項、第三十四条の二（新軽費老人ホーム基準条例第四十条及び附則第十二条において準用する場合を含む。）及び附則第五条第四項、第二条の規定による改正後の大阪府養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新養護老人ホーム基準条例」という。）第三条第四項及び第三十一条、第三条の規定による改正後の大阪府特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新特別養護老人ホーム基準条例」という。）第三条第五項、第三十三条の二（新特別養護老人ホーム基準条例第四十四条、第五十条、第五十四条において準用する場合を含む。）及び第三十五条第三項（新特別養護老人ホーム基準条例第五十四条において準用する場合を含む。）、第四条の規定による改正後の大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新居宅サービス等基準条例」という。）第三条第三項及び第四十一条の二（新居宅サービス等基準条例第四十三条の三、第四十八条、第六十条、第六十四条、第八十条、第九十条、第九十九条、第百十四条、第百十六条、第百三十六条、第百四十七条、第百六十九条（新居宅サービス等基準条例第百八十二条において準用する場合を含む。）、第百八十二条の三、第百八十九条、第二百五条（新居宅サービス等基準条例第二百十七条において準用する場合を含む。）、第二百三十八条、第二百四十九条、第二百六十四条、第二百六十六条及び第二百七十七条において準用する場合を含む。）、第五条の規定による改正後の大阪府指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新介護予防サービス等基準条例」という。）第三条第三項及び第五十六条の十の二（新介護予防サービス等基準条例第六十四条、第七十六条、第八十六条、第九十五条、第百二十五条、第百四十四条（新介護予防サービス等基準条例第百六十一条において準用する場合を含む。）、第百六十六条の三、第百七十三条、第百八十三条（新介護予防サービス等基準条例第百九十八条において準用する場合を含む。）、第二百十九条、第二百三十六条、第二百五十条、第二百五十五条及び第二百六十四条において準用する場合を含む。）、第六条の規定による改正後の大阪府指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新指定介護老人福祉施設基準条例」という。）第三条第四項、第四十二条の二（新指定介護老人福祉施設基準条例第五十六条において準用する場合を含む。）及び第四十六条第三項、第七条の規定による改正後の大阪府介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新介護老人保健施設基準条例」という。）第三条第四項、第四十条の二（新介護老人保健施設基準条例第五十五条において準用する場合を含む。）及び第四十四条第三項、第八条の規定による改正後の大阪府指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新介護療養型医療施設基準条例」という。）第三条第四項、第三十八条の二（新介護療養型医療施設基準条例第五十三条において準用する場合を含む。）及び第四十二条第三項並びに第九条の規定による改正後の大阪府介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新介護医療院基準条例」という。）第三条第四項、第四十条の二（新介護医療院基準条例第五十五条において準用する場合を含む。）及び第四十四条第三項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるように努めなければ」とし、新軽費老人ホーム基準条例第八条（新軽費老人ホーム基準条例第四十条及び附則第十二条において準用する場合を含む。）、新養護老人ホーム基準条例第八条、新特別養護老人ホーム基準条例第八条（新特別養護老人ホーム基準条例第五十条において準用する場合を含む。）及び第三十六条（新特別養護老人ホーム基準条例第五十四条において準用する場合を含む。）、新居宅サービス等基準条例第三十一条（新居宅サービス等基準条例第四十三条の三及び第四十八条において準用する場合を含む。）、第五十八条（新居宅サービス等基準条例第六十四条において準用する場合を含む。）、第七十八条、第八十八条、第九十七条、第百八条（第百十六条及び第百三十六条において準用する場合を含む。）、第百四十四条、第百六十五条（新居宅サービス等基準条例第百八十二条の三及び第百八十九条において準用する場合を含む。）、第百七十九条、第二百二条、第二百十四条、第二百三十三条、第二百四十六条及び第二百五十八条（新居宅サービス等基準条例第二百六十六条及び第二百七十七条において準用する場合を含む。）、新介護予防サービス等基準条例第五十六条（新介護予防サービス等基準条例第六十四条において準用する場合を含む。）、第七十四条、第八十四条、第九十三条、第百二十二条、第百四十条（新介護予防サービス等基準条例第百六十六条の三及び第百七十三条において準用する場合を含む。）、第百五十八条、第百八十条、第百九十五条、第二百十四条、第二百三十三条及び第二百四十四条（新介護予防サービス等基準条例第二百五十五条及び第二百六十四条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設基準条例第三十条及び第五十三条、新介護老人保健施設基準条例第二十九条及び第五十二条、新介護療養型医療施設基準条例第二十七条及び第五十条並びに新介護医療院基準条例第二十九条及び第五十二条の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

３　施行日から令和六年三月三十一日までの間における新軽費老人ホーム基準条例第二十五条の二（新軽費老人ホーム基準条例第四十条及び附則第十二条において準用する場合を含む。）、新養護老人ホーム基準条例第二十四条の二、新特別養護老人ホーム基準条例第二十六条の二（新特別養護老人ホーム基準条例第四十四条、第五十条及び第五十四条において準用する場合を含む。）、新居宅サービス等基準条例第三十三条の二（新居宅サービス等基準条例第四十三条の三、第四十八条、第六十条、第六十四条、第八十条、第九十条、第九十九条、第百十四条、第百十六条、第百三十六条、第百四十七条、第百六十九条（新居宅サービス等基準条例第百八十二条において準用する場合を含む。）、第百八十二条の三、第百八十九条、第二百五条（新居宅サービス等基準条例第二百十七条において準用する場合を含む。）、第二百三十八条、第二百四十九条、第二百六十四条、第二百六十六条及び第二百七十七条において準用する場合を含む。）、新介護予防サービス等基準条例第五十六条の二の二（新介護予防サービス等基準条例第六十四条、第七十六条、第八十六条、第九十五条、第百二十五条、第百四十四条（新介護予防サービス等基準条例第百六十一条において準用する場合を含む。）、第百六十六条の三、第百七十三条、第百八十三条（新介護予防サービス等基準条例第百九十八条において準用する場合を含む。）、第二百十九条、第二百三十六条、第二百五十条、第二百五十五条及び第二百六十四条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設基準条例第三十一条の二（新指定介護老人福祉施設基準条例第五十六条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準条例第三十条の二（新介護老人保健施設基準条例第五十五条において準用する場合を含む。）、新介護療養型医療施設基準条例第二十八条の二（新介護療養型医療施設基準条例第五十三条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院基準条例第三十条の二（新介護医療院基準条例第五十五条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

５　施行日から令和六年三月三十一日までの間における新軽費老人ホーム基準条例第二十五条第三項（新軽費老人ホーム基準条例第四十条及び附則第十二条において準用する場合を含む。）、新養護老人ホーム基準条例第二十四条第三項、新特別養護老人ホーム基準条例第二十六条第三項（新特別養護老人ホーム基準条例第五十条において準用する場合を含む。）及び第四十二条第四項（新特別養護老人ホーム基準条例第五十四条において準用する場合を含む。）、新居宅サービス等基準条例第五十八条の二第三項（新居宅サービス等基準条例第六十四条において準用する場合を含む。）、第百九条第三項（新居宅サービス等基準条例第百十六条、第百三十六条、第百四十七条、第百六十九条、第百八十二条の三、第百八十九条及び第二百五条において準用する場合を含む。）、第百八十条第四項、第二百十五条第四項及び第二百三十四条第四項（新居宅サービス等基準条例第二百四十九条において準用する場合を含む。）、新介護予防サービス等基準条例第五十六条の二第三項（新介護予防サービス等基準条例第六十四条において準用する場合を含む。）、第百二十二条の二第三項（新介護予防サービス等基準条例第百四十四条、第百六十六条の三、第百七十三条及び第百八十三条において準用する場合を含む。）、第百五十九条第四項、第百九十六条第四項及び第二百十五条第四項（新介護予防サービス等基準条例第二百三十六条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設基準条例第三十一条第三項及び第五十四条第四項、新介護老人保健施設基準条例第三十条第三項及び第五十三条第四項、新介護療養型医療施設基準条例第二十八条第三項及び第五十一条第四項並びに新介護医療院基準条例第三十条第三項及び第五十三条第四項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。

（ユニットの定員等に係る経過措置）

６　当分の間、新特別養護老人ホーム基準条例第三十七条第三項第一号ロ及び第五十二条第三項第一号ロの規定に基づき入居定員が十人を超えるユニットを整備するユニット型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、新特別養護老人ホーム基準条例第十二条第一項第四号及び第四十二条第二項（第五十四条において準用する場合を含む。）の基準を満たすほか、ユニット型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームにおける夜間及び深夜を含めた介護職員及び看護職員の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

９　この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室、療養室又は病室（以下この項において「居室等」という。）であって、第三条の規定による改正前の大阪府特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第三十七条第三項第一号ホ及び第五十二条第三項第一号ホ、第四条の規定による改正前の大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第百七十二条第五項第一号イ⑶、第五条の規定による改正前の大阪府指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例第百五十五条第五項第一号イ⑶並びに第六条の規定による改正前の大阪府指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第四十七条第二項第四号の規定の要件を満たしている居室等については、なお従前の例による。

（事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置）

12　施行日から起算して六月を経過する日までの間における新軽費老人ホーム基準条例第三十四条第一項（新軽費老人ホーム基準条例第四十条及び附則第十二条において準用する場合を含む。）、新養護老人ホーム基準条例第三十条第一項、新特別養護老人ホーム基準条例第三十三条第一項（新特別養護老人ホーム基準条例第四十四条、第五十条及び第五十四条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設基準条例第四十二条第一項（新指定介護老人福祉施設基準条例第五十六条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準条例第四十条第一項（新介護老人保健施設基準条例第五十五条において準用する場合を含む。）、新介護療養型医療施設基準条例第三十八条第一項（新介護療養型医療施設基準条例第五十三条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院基準条例第四十条第一項（新介護医療院基準条例第五十五条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは、「第一号から第三号までに掲げる措置を講ずるとともに、第四号に掲げる措置を講ずるよう努めなければ」とする。

（介護保険施設等における感染症等の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

13　施行日から令和六年三月三十一日までの間における新軽費老人ホーム基準条例第二十七条第二項第二号（新軽費老人ホーム基準条例第四十条及び附則第十二条において準用する場合を含む。）、新養護老人ホーム基準条例第二十五条第二項第二号、新特別養護老人ホーム基準条例第二十八条第二項第二号（新特別養護老人ホーム基準条例第四十四条、第五十条及び第五十四条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設基準条例第三十四条第二項第二号（新指定介護老人福祉施設基準条例第五十六条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準条例第三十三条第二項第二号（新介護老人保健施設基準条例第五十五条において準用する場合を含む。）、新介護療養型医療施設基準条例第三十一条第二項第二号（新介護療養型医療施設基準条例第五十三条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院基準条例第三十三条第二項第二号（新介護医療院基準条例第五十五条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設及び介護医療院は、その従業者又は職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めるものとする。